

西大阪地域の防災・減災に係る取組方針 (案)

平成30年5月31日策定

令和元年5月28日改定

西大阪地域水防災連絡協議会

○はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨災害により鬼怒川の堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水や、平成28年8月の台風第10号では岩手県管理河川の小本川が氾濫し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

平成29年6月施行の水防法等の一部改正では、このような状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講ずることとしている。

国土交通省は、平成29年6月20日に緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等について、緊急行動計画をとりまとめた。都道府県においては、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめることとした。

大阪府では、府内8ブロックの既存協議会を水防法に位置づけられた地域毎の大規模氾濫減災協議会機能を付加した水防災連絡協議会に改組し、洪水、高潮、土砂災害等による防災・減災対策を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資するようにした。

本協議会では、上記水防法改正を踏まえたうえで、地域の特徴や平成22年6月策定の「今後の治水対策の進め方」の人命を守ることを最優先とする基本的な理念に基づき、「逃げる・凌ぐ・防ぐ」ことを主眼においた防災・減災に係る取組方針を策定した。

また、平成30年12月13日に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申されたことを踏まえ、緊急行動計画を改定して、より一層、充実・加速化を図ります。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成 29 年 1 月）」等を踏まえた緊急対策～

平成 29 年 6 月 20 日

国 土 交 通 省

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成 28 年 8 月、台風 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年（平成 33 年度）で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(答申),平成27年12月)
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申),平成29年1月)

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

(1) 水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・水害対応タイムラインの作成促進: 国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
- ・要配慮者利用施設における避難確保: 平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等 (他4項目)

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・浸水実績等の周知: 平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- ・防災教育の促進: 平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等 (他2項目)

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計: 国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備 (他1項目)

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援: 防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援: 平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等 (他3項目)

(3) 的確な水防活動のための取組

① 水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検: 毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実: 水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等 (他2項目)

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達: 各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実: 耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善: 平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定: 浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

(5) 河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進: 「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等 (他3項目)

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究
- ・流木による流下障害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価のうえ治水計画の見直しに関する検討 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(主な取組)

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

水防法に基づく協議会の設置

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年出水期までに、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、減災対策を充実	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施	協議会の取組内容等についてホームページ等で公表	



協議会の開催状況

<協議会での取組事項>

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整 等

水害対応タイムラインの作成促進

- 平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了(平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し)
- 平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに国管理河川の全ての沿川市町村で避難勧告着目型の水害対応タイムラインを作成	毎年、出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映			
平成29年度中に洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で、対象となる市町村を検討・調整	協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成			

水害危険性の周知促進

- 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」をとりまとめ
- 平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」をとりまとめ	平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川と合わせ、約2,500河川で水害危険性を周知)			

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- 平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- 平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに ・要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引きの充実 ・市町村等向け点検用マニュアル作成 ・要配慮者利用施設向け説明会の開催				
平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県のモデル施設において避難確保計画を検討・作成。とりまとめた知見については協議会等の場で共有。	平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施	避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有		

防災教育の促進

- 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施	平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるよう支援				
	国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有				
〔学習指導要領改訂 平成29年3月31日〕	〔平成29年3月31日に改訂された学習指導要領の周知・徹底・移行期間〕				〔平成29年3月31日に改訂された学習指導要領の全面実施〕

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアリティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所等の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（改定案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	目標期間 上段：開始時期 下段：達成時期
事項	具体的な取組		
（1）円滑かつ迅速な避難のための取組			
① 情報伝達、避難計画等に関する事項			
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年6月から洪水予報河川である神崎川（安威川）のホットラインを実施。 ・その他、水位設定している河川及び危機管理型水位計を設置する河川について、引き続きホットラインの構築を目指す。 	<p>運用中 2021年度</p> <p>運用中</p>	
高潮時における海岸管理者等からの情報提供等（ホットラインの構築）	想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、沿岸市町とホットラインの構築をする。	高潮特別警戒水位設定後から 2021年度	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）	<p>【多機関連携型タイムラインの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年夏の試行版完成を目標にタイムラインの作成を行う（寝屋川流域） ・試行版に引き続き、多機関連携型タイムラインを作成。 	2017年度 2021年度	
【広域】	<p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</p> <p>作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等を実施して運用し、関係機関と連携した訓練を通して明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直し等を検討するや改定を行う仕組みを構築する。</p>	2018年度 2021年度	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）	<p>【避難勧告型タイムラインの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年6月に府市の行政間で構築した神崎川のタイムラインを策定済み。 ・その他、水位設定をしている河川について、引き続き、タイムラインの構築をめざす。 	運用中 2021年度	
【市域・町域】	<p>【多機関連携型タイムラインの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域における、市町村、警察、消防など関係機関と多機関連携型タイムラインの検討、作成を行う。 <p>【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</p> <p>作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等を実施して運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直し等を検討する行う仕組みを構築する。</p>	2018年度 2021年度	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）	<p>【タイムラインの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ単位でのタイムラインの検討、作成を行う。 <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</p> <p>作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害やに基づき避難訓練等を検討して運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する実施する。</p>	タイムライン策定後から 2021年度	
【コミュニティ】			
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（高潮対応タイムライン）	<p>【多機関連携型タイムラインの作成】</p> <p>想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、協議会において、広域（複数の市を跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成する。</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</p> <p>高潮対応の多機関連携型タイムラインを作成した場合は、作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等を実施して運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直し等を検討する行う仕組み</p>	高潮特別警戒水位設定後から 2021年度	
【広域】		タイムライン策定後から 2021年度	

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（改定案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	目標期間 上段：開始時期 下段：達成時期
事項	具体的な取組		
【市域】	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン)	【避難勧告型タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、避難勧告型タイムラインを作成する。	高潮特別警戒水位設定後から 2021年度
		【多機関連携型タイムラインの作成】 想定最大規模の高潮浸水想定区域及び水位周知海岸の指定により、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位を設定した場合は、市域単位の多機関連携型タイムラインを作成する。	高潮特別警戒水位設定後から 2021年度
		【避難勧告等タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 高潮対応タイムラインを作成した場合は、作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等を実施して運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて避難勧告の発令基準や関係機関との情報伝達のタイミング、タイムラインの見直し等を検討する行う仕組みを構築する。	タイムライン策定後から 2021年度
【コミュニティ】	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (高潮対応タイムライン)	【タイムラインの作成】 ・地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う。	高潮特別警戒水位設定後から 2021年度
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害やに基づく避難訓練等を検討して運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する実施する。	タイムライン策定後から 2021年度
水害危険性の周知促進		【水位周知河川拡大の検討、浸水想定】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成。	想定最大浸水想定設定後から 2019年度
		【水位周知下水道の指定】 ・梅田地区の地下街で水位周知下水道を検討する。 ・大阪府水防計画への反映について検討する。	2018年度 2021年度
高潮災害の危険性の周知		【浸水想定及び高潮水位の情報提供】 想定最大規模の高潮浸水想定区域図の作成及び水位周知海岸の指定、必要に応じて現地に潮位計を設置し、高潮特別警戒水位の設定等を行う。	2017年度 2018年度
ICTを活用した洪水情報の提供 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理		【情報提供の拡大】 ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大 ・防災情報メールの情報提供内容の充実 ・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報） ・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新） ・防災情報の用語や表現内容の見直し（国・気象台） ・想定最大規模降雨の浸水想定区域図を地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）に反映	2018年度 2021年度
防災施設の機能に関する情報提供の充実	追加	堤防等の施設について、その効果や機能等を住民等への周知を実施。	2019年度 2021年度
隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等		災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う。	2018年度 2021年度
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害、高潮災害）		【避難確保計画の策定】 ・地域防災計画への位置づけ。 ・2021年度までの避難確保計画策定と訓練実施の進捗管理を行う。	実施中 2021年度

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（改定案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	目標期間 上段：開始時期 下段：達成時期
事項	具体的な取組		
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
	<p>想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知 浸水想定区域図の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等 （洪水）</p>	<p>【浸水想定及び河川水位の情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う。 	<p>2017年度 2021年度</p>
	<p>想定最大規模の高潮に係る浸水想定区域図等の作成と周知 浸水想定区域図の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等 （高潮）</p>	<p>2018年度を目標に想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の作成、公表を行う。</p>	<p>2018年度 2021年度</p>
	<p>想定最大規模の高潮に係る浸水想定区域図等の作成と周知 浸水想定区域図の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等 （下水道）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度を目標に梅田地区の地下街の水位周知下水道を指定した場合は、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う ・浸水想定区域図公表後は、速やかに住民や関係市町に周知を行う 	<p>2018年度 2020年度</p>
	<p>水害ハザードマップの作成、周知、活用 ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実</p>	<p>【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・各市町村の浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討したうえで実施。 	<p>洪水浸水想定区域図作成後から実施</p>
追加		<p>【高潮浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定等に基づく水害ハザードマップ等を作成・周知。 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップ等の作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・各市町村の浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討したうえで実施。 	<p>高潮浸水想定区域図作成後から実施</p>
		<p>【内水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成された場合、その区域にある市町において、内水を含め想定される水害とその影響等について分析・検討し、水害ハザードマップへの表示方法について検討を実施。 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町は浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施 	<p>内水浸水想定区域図作成後から実施</p>
	浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町において速やかに住民等に周知。	浸水実績等発生後速やかに
	水害の記録の整理	・過去の水害の記録（アーカイブ）を整理し、ホームページ等で公表	実施中
	<p>災害リスクの現地表示</p>	<p>まるごとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討</p>	<p>2019年度 2021年度</p>
追加			

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（改定案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	目標期間 上段：開始時期 下段：達成時期
事項	具体的な取組		
	防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等と連携・協力して、学校における防災教育を充実させる。 ・市町村地域防災計画に定めた学校に対して、避難確保計画の作成、避難訓練を通じた防災教育の実施 	実施中 2021年度
	共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">追加</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整 ・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ協議会等に関する情報共有を実施 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の推進するとともに、具体的な取組事例を共有 	2019年度 2021年度
	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">追加</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有 	2019年度 2021年度
	洪水予測や水位情報の提供の強化 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計の設置について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施。 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認。 	2017年度 2021年度
	応急的な退避場所の確保 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">追加</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討 	2019年度 2021年度

（2）的確な水防活動のための取組 被害軽減の取組

①水防体制の強化に関する事項		
重要水防箇所の確認及び水防資機材の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域図、洪水リスク表示図の更新に伴う重要水防箇所の見直し ・河川管理者と水防管理者による河川巡視点検の実施 ・港湾管理者等と水防管理者による海岸巡視点検の実施 	2017年度 2021年度
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団の募集、自主防災組織、企業参画などを促すための具体的な広報について検討、実施 	2017年度 2021年度
水防訓練の充実 避難訓練への地域住民の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な関係機関、住民参加により実践的な水防訓練になるよう訓練内容の検討、実施 	2017年度 2021年度
水防団（消防団）間での連携、協力に関する検討 水防関係者間での連携、協力に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通じ、水防団間の連携を図る。 	2017年度 2021年度
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項 多様な主体による被害軽減対策に関する事項		
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する浸水時の情報伝達体制・方法について検討する。 	2018年度 2021年度
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に機能確保に関する情報を共有し、各施設管理者に対し、耐水化や非常電源等の整備を施設管理者に働きかける。 	2018年度 2021年度

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（改定案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	目標期間 上段：開始時期 下段：達成時期
事項	具体的な取組		
（3）氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組			
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組			
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 排水施設、排水資機材の運用方法の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有するとともに、現況の施設・機材の情報について共有する。 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水計画の実施 	2018年度 2021年度	
浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町村に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・市町村が浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有 	2018年度 2021年度	
流域全体での取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストック（調節池等）を活用した治水対策の推進 ・ため池の治水活用の推進 		
（4）河川管理施設の整備等に関する事項			
河川管理施設の整備等に関する事項			
堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画、中期計画に基づき、順次河川整備を推進する。 ・河川特性マップを周知、共有する。 ・河川施設の維持管理状況（施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等）について、必要に応じ協議会で共有する。 	2018年度 2021年度	
本川と支川の合流部等の対策 多数の家屋や重要施設等の保全対策 流木や土砂の影響への対策 土砂・洪水氾濫への対策 避難路、避難場所の安全対策の強化	<p>追加</p> <p>【2018年の緊急点検 河川砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防強化対策等を整備（神崎川） ・樹木、堆積土砂等の撤去（全地域 44河川） ・土砂、流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備 	2018年度 2020年度	
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・現行整備内容（余裕高部、パラペット、天端部の補強等）の協議会での共有 ・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討 	2018年度 2021年度	
重要インフラの機能確保 追加	<p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成 ・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設管理者に対して浸水被害の防止軽減策の支援 	2018年度 2020年度	
水門・鉄扉等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・計画等に基づき、樋門、水門、排水機場、防潮施設等の改修等を順次実施し、重要インフラの機能確保を行う。 ・水門等の運用体制を確保済み。必要に応じて現行体制の課題を抽出し、体制の見直しを行う。 	実施中 2021年度	
河川管理の高度化の検討	<p>【施設管理におけるドローンの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の活用方法を検討する。 	開発状況を踏まえて	

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（改定案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	目標期間 上段：開始時期 下段：達成時期
事項	具体的な取組		
（5）減災・防災に関する国の支援			
減災・防災に関する国の支援			
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・交付対象事業の周知		2018年度 2021年度
適切な土地利用の促進	・リスク表示図の公表を実施。 ・関係機関（市町村開発窓口へのリスク図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知 ・開発申請者などへのリスクの周知		実施中
災害時及び災害復旧に対する支援	災害復旧事業にかかる市町村支援として研修やマニュアルの充実を図る。 大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新。		2018年度 2021年度
災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた国との調整。		2018年度 2021年度